

（仮称）伊奈町まちづくり基本条例骨子案

1. 前文

この条例の制定に向けた決意を明らかにするため、前文を設けることとします。前文では、町の歴史や特色に言及した上で、制定に当たっての基本的な認識を示します。

2. 総則

（１）目的

この条例を制定する目的を規定します。

本条例が、町と町民が一体となって町の自治に関する基本原則を明確化し、町の今後の在り方についてグランドデザイン（理想像）を掲げ、共有することで、町の行政施策等に体系性、一貫性を与え、効果的効率的行政を推進するものであることを示します。

（２）用語定義

この条例で使用する用語を定義します。

3. 基本原則

まちづくりに関して、全体の共通認識として必要となる考え方を規定します。具体的には、町の理想像や町政の基本理念について示します。

4. 責務・役割

まちづくりを推進していくに当たって、町・町職員・議会・町民等の責務と役割について規定します。

5. 住民参加・協働

（１）情報公開

まちづくりの基本原則を受け、情報共有を進める上で必要となる、町が保有する情報の公開や個人情報保護の考え方について規定します。

（２）協働推進

町は、町民と協働し、まちづくりを推進していく立場であることを規定します。

6. その他の規定

（１）見直し規定

社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて、この条例を見直すための措置を講ずることを規定します。